

指導者資格・称号の授与等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「自彊術」の技術とその自力自彊の精神を日本の一文化として現在及び将来に亘り伝承し、安全かつ適切な普及活動の維持・発展を図るために、広く社会に人材を求め、すぐれた指導者を養成し、公益社団法人自彊術普及会(以下「本会」とする)の活動が社会に貢献できることを目的とする。

(指導者資格及び称号の種類)

第2条 指導者資格及び称号の種類及び体系は、別表1の如く、指導者資格は初伝、中伝、奥伝とし、指導者の称号は、準師範、師範とする。

(指導者の養成)

第3条 1 本会は、前条の指導者を養成するため、指導者養成特別研修会(以下、特別研修会)を実施する。
2 指導者資格は、本規程の定める期間の修練及び特別研修会に於ける研修等を修了した者に授与される。

(資格の取得と修練単位等)

第4条 1 指導者資格の取得には、所定の修練期間及び特別研修会に於ける修練単位(点数)の取得を要する。
2 修練の単位は、90分の講習をもって1単位とし、4単位をもって1点とする。

(特別研修会の種類)

第5条 1 本会は、以下の特別研修会を実施する。
(1) 本部研修会
①熱川研修会
②シニア熱川研修会
③本部道場研修会
(2) 総支部指導者養成所研修会
(3) 地方特別研修会
2 特別研修会は、中伝資格、奥伝資格及び正会員資格の取得を目指す者が特別修練単位(点数)を取得することを目的として実施される。

(上級指導者研修会の種類)

第6条 本会は、奥伝資格を有する者が、自彊術の技術とその精神を後世に伝承する能力と上級指導者を養成する能力を修得することを可能にするため、以下の上級指導者研修会を実施する。

- (1) 準師範等研修会
- (2) 奥伝研修会
 - ① 選抜奥伝研修会
 - ② 奥伝会
- (3) 支部長研修会

第2章 指導者資格・称号の取得及び免状の授与

(初伝資格)

第7条 教室・分室・初心者講習会において修練期間1年以上在籍して修練単位44単位(11点)以上を取得し、自彊術の基礎技術を修得した者は、指導者資格認定委員会(以下「認定委員会」という)に申請し、その審査及び認定を経て、会長より初伝資格及び免状を授与される。

(中伝資格)

第8条 初伝資格取得後、教室等に於いて3年以上の修練期間を有し、第5条に定める特別研修会の研修により、修練単位40単位(10点)以上を取得し、中堅指導者としての技術とその精神を修得した者は認定委員会に申請し、その審議・認定と執行理事会の議を経て、会長より中伝資格及び免状を授与される。

(奥伝資格)

第9条 第5条に定める特別研修会の研修により、中伝資格取得以降、修練単位160単位(40点)以上を取得し、上級指導者としての高い指導技術とその精神を体得し、長い修練に基づく深い人間性の涵養をもとにする普及活動能力と中堅指導者を養成する能力を有するに至った者は、認定委員会に申請し、その審議・認定と理事会の議を経て、会長より奥伝資格及び免状を授与される。

(準師範の称号)

第10条 20年以上の修練期間を有する奥伝資格者が、上級指導者研修会による研鑽を重ね、上級指導者である奥伝資格者を養成する能力を有するに至り、人格・識見に於いて全指導者の範となる者を準師範とし、理事会の議を経て会長が任命する。

(師範の称号)

第11条 準師範の中より、その人格・識見に於いて全指導者の範となるのみならず、自彊術の技術とその精神を日本の一文化として後世に伝承する気概が旺盛であり、真に最上級指導者と呼ぶにふさわしい境地に至った者を師範とし、理事会の議を経て会長が任命する。

(資格授与に伴う登録手数料)

第12条 資格授与に伴う登録手数料は次の通りとする。

初 伝	15,000円+消費税
中 伝	35,000円+消費税
奥 伝	55,000円+消費税

(称号授与に伴う登録手数料)

第13条 称号授与に伴う登録手数料は、次のとおりとする。

準師範	55,000円+消費税2,750円
師範	105,000円+消費税5,250円

本条は、平成26年2月22日、理事会の決定により停止する。

第3章 指導者資格認定委員会

(目 的)

第14条 本会は、安全かつ適正な自彊術体操の普及活動を確保する為に、すぐれた指導者を養成し、指導者資格認定委員会(以下、認定委員会とする。)を設け、その技量等の修得状況を公正に審議することにより各指導資格の認定を行う。

(構 成)

第15条 認定委員会は、理事会の選任する師範及び準師範計3名と外部有識者1名により構成される。

(利害関係者の認定)

第16条 委員は、自己の血族・姻族その他利害関係を有する者の資格認定については、その公正性を確保するためその審議に参加することはできない。

第4章 雑則

(無資格指導の禁止)

第17条 資格なき者の自彊術指導は、これを認めない。

(会員身分の喪失と資格・称号の消滅)

第18条 自彊術普及会会員の身分を失ったときは、自彊術に関する一切の資格、称号は消滅する。

(医業類似行為の禁止)

第19条 指導資格を有する者といえども、法的資格なく医業類似行為をした者は除名処分とする。

(広告等の許可)

第20条

- 1 自彊術の啓発及び広告を目的とする印刷物等(ポスター、チラシ、広報、社内報、インターネット媒体等)に関しては、予めその原稿を「広告等許可願」と共に支部長に提出し、承認を得なければならない。
- 2 記念大会・講演会の実施、ラジオ・テレビ・映画等への出演、本会のマーク使用に関しては、「広告等許可願」を予め本部に提出し、その承認を得なければならない。

(新規程の優先)

第21条 新規程に抵触する旧規程はその効力を停止するものとする。